葛飾区印刷物等広告掲載取扱方針２に規定する広告の制限に関する運用解釈について

平成１５年４月１日　　政策経営部長専決

葛飾区印刷物等広告掲載取扱方針２に規定する広告の制限に関する運用解釈は、次のとおりとする。

方針		運用解釈	
方針番号	本文	項目	細目
３（１）	印刷物等の公共性及びその品位を損なうおそれのあるもの	広告の内容が著しく営利性を帯びるもの	投機に関するもの
			もっぱら価格を訴求して消費者の購買意欲をそそろうとするもの
		区の信用又は品位を害するおそれのあるもの	表現が虚偽や誇大で事実と異なるおそれのあるもの
			利用者に財産上の損失を与えるおそれのあるもの
		区が推奨しているかのような誤解を招くおそれのあるもの	区名使用及びそれと類似の表現のもの
３（２）	公の秩序又は善良の風俗に反するもの	公の秩序に反するおそれのあるもの	脅迫、暴力行為等犯罪行為を示唆・誘発するおそれのあるもの
			人、団体等を中傷するもの、あるいは不快な印象を与えるもの
		風紀上好ましくないと思われる表現のあるもの	いかがわしい表現のもの
			風俗及び風俗関連の広告・人事募集の広告等
３（３）	政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの	個人又は法人の名刺広告及びこれに類するもの	公職選挙法に抵触するおそれのあるもの
			個人の氏名を宣伝するおそれのあるもの
		政治・経済・外交・社会問題などの主義・主張に関するもの	
		布教・募金等による宗教活動に類するもの	寺社や宗教名義等を用いて行われる布教・募金広告
		政党等の講演会等に関するもの	
３（４）	その他掲載する広告として適当でないと認められるもの	社会問題になっている事項に関するもの	
		その他	